

インターネット上の有害情報から子どもを守るための法整備の早期実現を求める意見書

明日の社会を担う子どもの健全育成は、すべての国民の願いである。

しかしながら、今日、情報化社会がもたらした負の遺産が子どもの心身を蝕み、将来を奪う事態を招いている。特にパソコンや携帯電話の急速な普及によって、インターネット上の有害情報（暴力的な残虐サイト、自殺サイトやいじめに利用される闇サイト、わいせつサイト、出会い系サイト等）が氾濫し、その影響を受け青少年が犯罪の被害者になるばかりか、加害者にもなっている現状は今や看過できないところまで来ている。有害情報から子どもを守ることは、私達大人の責務である。「表現の自由」は大切であるが、このまま何の手立てもせず、有害情報の氾濫を許しておけば、今後も多くの犠牲者を出すことになる。

このような問題に対して、各都道府県（長野県を除く。）では「青少年健全育成条例」等をもって対処してきたが、今日では、明らかにその範疇を超えてしまっている事実を厳しく受け止める必要がある。

今急務とされているのは、インターネット上の有害情報の削除やフィルタリング義務化などの具体的法規制を実現することであり、国は責任を持って子どもの健全育成を確保する国づくりをすべき時である。

よって、国におかれては、インターネット上の有害情報から、子どもを守るための法整備の早期実現に向けて、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月12日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣 　あて

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

警察庁長官